

## 議第二十八号

### 岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例について

岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成三十一年二月二十六日提出

岐阜県知事 古田 肇

### 岐阜県長良川球技場条例の一部を改正する条例

岐阜県長良川球技場条例（平成二年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表駐車場の部第一駐車場、第二駐車場及び第四駐車場の項中「、第二駐車場及び第四駐車場」を「及び第二駐車場」に改め、同表備考第二号中「利用料金の額は」を「額は」に、「に掲げる午前及び午後の」を「の午前の欄及び午後の欄に掲げる」に、「午後及び夜間の」を「同表の午後の欄及び夜間の欄に掲げる」に改め、「の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額」を削り、同表備考第三号及び第四号中「利用料金の額は」を「額は」に改め、「の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額」を削り、同表備考第六号を削り、同表備考第五号中「利用料金の額が一時間当たりの額」を「一時間当たり」に、「場合において当該」を「額については、」に、「その端数」を「これ」に改め、「する」の下に「ものとする」を加え、同号を同表備考第六号とし、同表備考第四号の次に次の一号を加える。

五 前二号の規定により算定した額に十円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

別表備考第七号中「の額」を削る。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 提 案 説 明

第四駐車場を廃止するため、この条例を定めようとする。